

学校いじめ防止基本方針

【宣言】

私たち諫早市立みはる台小学校は、いじめを許さない教育をめざし、安心と豊かな心を育む学校づくりを行います。

【めざす児童像】

- ①進んで助け合い励まし合う子ども・・・笑顔いっぱい
- ②進んで考えを生み出す子ども・・・知恵いっぱい
- ③じょうぶな体づくりに努める子ども・・・元気いっぱい



平成30年4月

諫早市立みはる台小学校

【いじめの定義】

〈いじめ防止対策推進法 第2条〉

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

いじめへの対応は、一部の教員や特定の教員が抱え込むのではなく、校長を中心とし、共通理解のもと全ての教職員で組織的に行う。

また、いじめへの対応を組織的に行うため、「いじめ対策委員会」を設置する。

【いじめ対策委員会】

本組織は、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うための組織である。

具体的には、○いじめ防止等の取組や実施、年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

○いじめの相談・通報の窓口としての役割

○いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

○いじめに組織的に対応するための中核としての役割

等を担うものである。

〈構成メンバー〉

※校長、教頭、教務主任、生活指導主任、教育相談担当教員、該当学年主任、該当学級担任、保健主事、養護教諭

※必要に応じて、心のケア相談員、学校評議員、民生委員、育友会役員、その他外部関係者

【育友会との連携】

○関係の児童や家庭間で解決を図る。

○事案によっては、育友会の会合で取り上げ、解決に向けた取組を明確に示す。

※個人情報やプライバシーの問題を踏まえ、慎重に対応する。

【関係機関との連携】

○教育委員会より必要な指導を受ける。

○困難な場合は、少年センター、警察、児童相談所と連携する。また、

場合によっては、医療機関、法務局等とも連携する。

※普段から、情報共有体制を構築しておく必要がある。

【児童会】

○代表委員会等で、いじめの持つ問題点に気づき、それらの解消のために話し合い、具体的に行動する。

○代表委員会等で話し合ったことを、各学級でも実践する。

○人権集会でいじめ問題に取り組む。

【いじめ問題への取組】

〈いじめの防止について〉

いじめはどの子どもにも起こりうるという共通認識のもと、いじめを生まない生き生きとした学校づくりに向け、校内の指導体制の確立、家庭・地域社会との連携強化、いじめの問題を自分たちの問題と捉える児童を育成する。

- いじめ防止対策推進法第9条「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、必要な指導を行うよう努めるものとする。」の啓発に努める。
- いじめを生まない学校をつくる。
 - ・校内の指導体制を確立する。（校長を中心に組織として対応する。）
 - ・教職員のいじめに対する観察力や対応力を高めるため、県教委作成の資料を活用した研修を行う。
「いじめ対策ハンドブック」「いじめのない学校・学級づくり実践資料集」
 - ・道徳教育及び体験活動の充実に努める。（みはるっ子の心をつめる教育週間）
 - ・人権教育の充実と、お互いを思いやり、尊重し、生命を大切にする指導に努める。
 - ・児童にとって居場所のある、活躍する場のある学級経営を行う。
 - ・「いじめ問題への取組チェックポイント」を定期的に活用し、教職員の問題意識を継続させる。
- 学校だより、学級通信等を積極的に発行し、情報の共有化を図り、理解と協力を得るように努める。

〈いじめの早期発見について〉

- いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われるということを共通認識する。
- 些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わりを持ち、状況を把握する。
- 児童に関する情報を全職員で共有することは、いじめ問題への具体的取組の第一歩である。このため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つ。
- 児童についての情報を共有するため、月に1回生徒指導連絡会(腫躰)を開く。
- 「いじめレスキューポスト」を設置し、いつでも被害児童からの訴えや他の児童からの情報を受けられる環境を整える。ポストは隔日で必ず確認する。
- 学期に1回、いじめアンケート及び個人面談を行う。
- 教育相談体制を整備するとともに心のケア相談員を活用する。（情報収集）
- 休み時間や昼休みの校舎の巡回を行い、児童を見守る。
- PTAや地域からも情報を得られる体制を構築する。（PTA、学校支援会議、自治会、老人会等）
- 教職員や保護者以外の相談機関窓口（市・県・法務局・児童施設等）を知らせておく。

〈いじめに対する措置について〉

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する（いじめ対策委員会）。教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関と連携して取り組む。

- いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為をやめさせる。
- 子どもや保護者からいじめの相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。その際、いじめられた子どもや知らせた子どもの安全を確保する。また、正確かつ迅速な事実関係の把握に努めるとともに、事実を隠すことなく、保護者等と協力して対応する体制を整える。
- 「いじめ対策委員会」が中心となり、速やかに指導・支援体制を組み、対応の組織化を図る。
- いじめられている子どもから事実関係を聴取する。その後、心のケアやいじめから守り通すための対応をとる。家庭訪問等により、確実な情報を迅速に保護者に伝え、今後の対応について情報を共有する。
- 心のケア相談員を活用するとともに、状況に応じてスクールソーシャルワーカー等の外部専門家の協力を得る。
- いじめたとされる子どもからも事実関係を聴取し、いじめが確認された場合、組織的にいじめをやめさせ、再発を防止する措置をとる。いじめの状況に応じて、心理的孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導（出席停止を含む）の他、警察等との連携による措置も含め、毅然とした対応を行う。保護者へも確実な情報を迅速に伝え、継続的な助言を行う。
- アンケート調査等を実施し、その結果を基に聞き取り、対象者等の絞り込みを行う。
- ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。必要に応じ、警察や法務局と適切な連携を図る。

〈重大事態発生時の対処〉

次に示す重大事態が起こった場合、以下の手順で調査及び報告を行う。

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○直ちに教育委員会へ発生の報告を行い、調査結果も速やかに報告する。

○教育委員会より指導、人的措置等の支援を受ける。

○「いじめ対策委員会」が中心となって調査を行う。

○調査によりいじめ行為の事実関係を網羅的に明確にする。

☆被害児童：十分に聴き取る。継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活や学習支援等を行う。

☆他の児童：質問紙調査や聴き取り調査を行う。（被害が及ばないよう留意する）

☆加害児童：調査による事実関係の確認をするとともに、指導を行い、いじめ行為を止める。

☆被害児童保護者：調査により明らかになった事実関係について説明する。

☆加害児童保護者：調査により明らかになった事実関係について説明する。

○保護者やマスコミに対する学校の窓口は校長とし、状況により説明会を開く。

【年間計画】

4月	児童理解・いじめ防止基本方針の確認・育友会総会説明	※引継総点検	
5月	児童理解・いじめ対策委員会①		
6月	児童理解・みはるっ子の心をみつめる教育週間		
7月	児童理解・アンケート・面談		
8月	児童理解・校内研修		
9月	児童理解		
10月	児童理解・学校評価アンケート等で意見を求める		
11月	児童理解・アンケート・面談		
12月	児童理解・人権週間の取組（人権集会）		※「みはる台小なかよし宣言」を作成する。
1月	児童理解		
2月	児童理解・アンケート・面談 いじめ対策委員会②		
3月	児童理解・基本方針の見直し		

